別表第一（第一条関係）

機能ID	機能名称			機能要件	実装区分			適合基準日
	大分類	中分類	小分類		指定都市	中核市	一般市区町村	
0040263	1　管理項目	1.1　戸籍の附票データ	1.1.1　戸籍の附票データの管理	戸籍の附票に記載されている者（消除となった者も含む。）について、以下の項目を管理すること。 （別表第二の機能ID0040263の項の項目詳細の欄を参照）	◎	◎	◎	令和8年4月1日
0040264	1　管理項目	1.1　戸籍の附票データ	1.1.1　戸籍の附票データの管理	以下の項目の一部（戸籍の表示（本籍・筆頭者）、氏名、氏名の振り仮名、生年月日、性別等）については、戸籍情報システム等の戸籍附票システム以外のシステムでのデータベースの構築も可能とするが、その場合でも、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第七条第一項に規定する各地方公共団体情報システムに共通する基準のうち電磁的記録において用いられる用語及び符号の相互運用性の確保その他の地方公共団体情報システムに係る互換性の確保に関する標準を定める命令（令和8年デジタル庁・総務省令第8号）及び関連告示に規定する最新データの保持と、戸籍附票システムの端末画面上でデータベースを確認できる機能を備えること。 （別表第二の機能ID0040263の項の項目詳細の欄を参照）	◎	◎	◎	令和8年4月1日
0040003	1　管理項目	1.1　戸籍の附票データ	1.1.1　戸籍の附票データの管理	消除となった者における項目の記載・消除・修正ができること。	×	×	×	－
0040004	1　管理項目	1.1　戸籍の附票データ	1.1.1　戸籍の附票データの管理	最新の住所を除く住所の履歴の記載・消除・修正ができること。	×	×	×	－
0040005	1　管理項目	1.1　戸籍の附票データ	1.1.2　改製	戸籍の附票は、欄の大きさの上限（履歴を保持できる上限回数のこと。）を設けず、満欄による自動改製は行わないこと。 戸籍の附票は、任意のタイミングで手動改製ができること。	◎	◎	◎	令和8年4月1日
0040006	1　管理項目	1.1　戸籍の附票データ	1.1.2　改製	改製を行った年月日を管理できること。	◎	◎	◎	令和8年4月1日
0040007	1　管理項目	1.1　戸籍の附票データ	1.1.2　改製	戸籍法（昭和22年法律第224号）第11条の2に基づき戸籍が再製された場合においては、戸籍の附票を改製すること。	◎	◎	◎	令和8年4月1日
0040008	1　管理項目	1.1　戸籍の附票データ	1.1.3　戸籍の附票の除票の管理	戸籍の附票に記載された者全員を消除したとき又は戸籍の附票を改製したときは、戸籍の附票の除票とすること。消除又は改製を実施した日（消除の事由が生じた年月日又は改製消除年月日）から150年間保存を行うこと。保存期間を経過した戸籍の附票の除票の廃棄を行えること。	◎	◎	◎	令和8年4月1日
0040009	1　管理項目	1.1　戸籍の附票データ	1.1.3　戸籍の附票の除票の管理	住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第21条の2に規定する戸籍の附票の除票の記載事項及び備考欄に誤記があることが判明した場合、備考欄に誤記である旨及び誤記修正後の記載を入力すること。	◎	◎	◎	令和8年4月1日
0040010	1　管理項目	1.1　戸籍の附票データ	1.1.3　戸籍の附票の除票の管理	テキストデータ化が実施できていない戸籍の附票の除票に関してはイメージデータを管理できること。イメージデータの解像度は400dpiとするが、標準準拠システム移行前に当該解像度以外で読み取ったイメージデータについては、そのままの解像度で差し支えない取扱いとする。	◎	◎	◎	令和8年4月1日
0040011	1　管理項目	1.1　戸籍の附票データ	1.1.3　戸籍の附票の除票の管理	読み取った戸籍の附票の除票はBMP形式で保持できること又はBMP形式に可逆変換できること（例：TIFF）。	◎	◎	◎	令和8年4月1日